内閣参質二二二第二二号
令和八年十一月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員奥田ふみよ君提出奨学金債務免除の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣

参議院議員奥田ふみよ君提出奨学金債務免除の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「既に返還した者へは返還した額を給付金等により支給する制度」としてどのようなものを想定しているのか必ずしも明らかではないが、仮に、既に独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の貸与型奨学金の返還を完了した者に対して、その返還金の額に相当する金額を支給する制度を設ける場合についてのお尋ねであれば、当該奨学金の貸与を受けずに大学等を卒業した者等との公平性に課題があることや、当該返還金の額に相当する金額を支給するための新たな財源の確保に関する課題があること等の理由から、そのような制度の創設について検討することは考えていない。

二について

お尋ねの「大学等の無償化」については、例えば、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）等に基づき、低所得者世帯等及び多子世帯の学生に対する大学等における授業料等を減免する措置の実施並びに低所得者世帯等の学生に対する機構による給付型奨学金の支給を行ってきており、引き続き、高等教育段階における教育費の負担軽減に取り組んでまいりたい。

三について

「こども未来戦略」（令和五年十二月二十二日閣議決定）において示しているとおり、「少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っている」と考えられることから、御指摘の「同アンケート」の内容を踏まえても、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。